

電波法改正の概略と改正時の経過措置

JJ1SXA/池

この記事は、HP 内に「こぼれ話（間違っただ話が誠しやかに語られるのを憂い）」という内容で掲載してあるものとほとんど同じです。

昭和 33 年 5 月 6 日以降に、電話級アマチュア無線技士(現 4 アマ)の資格を取った人(初期の電話級の人)が、電信の試験を受ければ、現 2 アマになれたという話があり、それは違うと言うと、現に電話級で、電信の試験を受けて、2 アマになった人が結構多数いたと反論するが、正しくは次の通りだ。

昭和 25 年 5 月 2 日電波法制定時に、第 1 級アマチュア無線技士(旧 1 アマ)と第 2 級アマチュア無線技士(旧 2 アマ) が誕生した。

昭和 33 年 5 月 6 日の電波法改正で、電話級アマチュア無線技士、電信級アマチュア無線技士が誕生し、同時に、旧 1 アマは新 1 アマに、旧 2 アマは、電話級アマチュア無線技士となった。

旧 2 アマから電話級アマチュア無線技士になった者には、経過措置として、5 年間の期間中に移行試験(欧文 45 字/分の送受信)に合格すると新 2 アマになれるという特典が与えられた、5 年間の経過措置期間は、昭和 38 年 5 月 5 日までだったので、昭和 33 年 5 月 6 日以降に電話級アマチュア無線技士となった者からすると、大分遅い時期になって駆け込みで移行試験を受けた、旧 2 アマの電話級の人を、自分たちと同じ電話級の人と勘違いしているだけに過ぎない、移行試験で新 2 アマになったのは、旧 2 アマの電話級の人で、新規に電話級を取った人は含まれていない。

初期の電話級の試験は、全問筆記式、後に採用された簡単な試験方式(多肢選択式、択一式、補間式、正誤式)や講習会の終了試験に比し、相当難しかった、そんな試験に合格した初期の電話級の取得者には、そういう自負があったことも事実、そんな自尊心が特典があったという誤解に拍車をかけたのでしょう。

平成 8 年 3 月 31 日までに、1 アマを取得した人たちには、我々は、全問筆記式、電信は、欧文・和文の送受信をクリアして合格したのだ、今時の 1 アマと同格視するなどという自負心がある、これと似たような心境でしょう。

平成 2 年 5 月 1 日の電波法改正で、電話級は第 4 級に、電信級は第 3 級に変更となり、同格だった電話級、電信級に格差ができた(第 4 級は 10W)、(第 3 級 25W)、経過措置で現電話級は、移行試験(欧文 25 字/分の受信)で第 3 級へ昇格できた。

その後の改正で、平成 8 年 4 月 1 日以降、1 アマ試験から和文 CW が無くなり、平成 17 年 10 月 1 日以降、1 アマ・2 アマ試験は、欧文 25 字/分の受信、3 アマ試験から CW 実技が無くなり、平成 23 年 10 月 1 日以降、1 アマ・2 アマを含め、全てのアマ無線技士試験から CW 実技が無くなった、以上が電波法改正の概略です、アマチュア無線に限らず、誤った情報が氾濫しています、真偽はしっかり確認しましょう。